

【排出事業者用】

微量 PCB 汚染絶縁油受入要綱

東京臨海リサイクルパワー株式会社

1. 目的

この受入要綱は、排出事業者が東京臨海リサイクルパワー(株) (以下「当社」という。)に微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油 (以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)を処理依頼する際に必要な事項を定め、排出事業者および当社の円滑な業務運営を図ることを目的とします。

2. 共通事項

(1) 関係法令等の遵守

廃棄物処理法、消防法、労働安全衛生法、PCB 特別措置法、船舶危規則、特化則、道路法、道路運送車両法、道交法、微量 PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン (以下「微量 PCB ガイドライン」という。)、他関係法令、及び当社の定める要綱を遵守願います。

3. 受入対象物

(1) 受入対象物

微量 PCB 汚染絶縁油とします。(微量 PCB ガイドラインの定める微量 PCB 汚染廃電気機器等のうち微量 PCB 汚染廃油として定めるもの。)

なお、東京都内で使用もしくは保管している微量 PCB 汚染絶縁油に限ります。

(2) 受入荷姿

微量 PCB 専用タンクローリーでの受入となります。ドラム缶など他の容器での受入はできません。

また、当社があらかじめ認定した登録事業者*に収集・運搬を委託してください。現在、登録認定されている事業者につきましては、当社ホームページにてご確認ください。ホームページ URL <http://www.tgn.or.jp/tokyorp/pcb/index.html>

※登録事業者：関係法令、微量 PCB ガイドラインおよび当社の「微量 PCB 汚染絶縁油受入基準」を遵守し、安全に収集運搬できると当社が認定した収集・運搬事業者をいう。

(3) 受入容量

一度に受入れる微量 PCB 汚染絶縁油の容量 (タンクローリーの容量) は、14,000L までとします。それ以上、排出する場合は、複数回に分けて受入を行います。

(4) 受入基準

受入れる微量 PCB 汚染絶縁油の性状は、別表 1 に定めるものとします。当社が定める性状に適合しないものは受入れられません。また、必要に応じて抜き取り検査を行うことがあります。なお、タンクローリーに油を回収する際に、メッシュストレーナーを介して夾雑物を除去していただきますが、発生する夾雑物については、排出事業者にて保管してください。

4. 受入日時

(1) 受入日

原則毎週月曜日～金曜日、ただし祝祭日および年末年始（原則として 12 月 28 日～1 月 4 日）を除く。

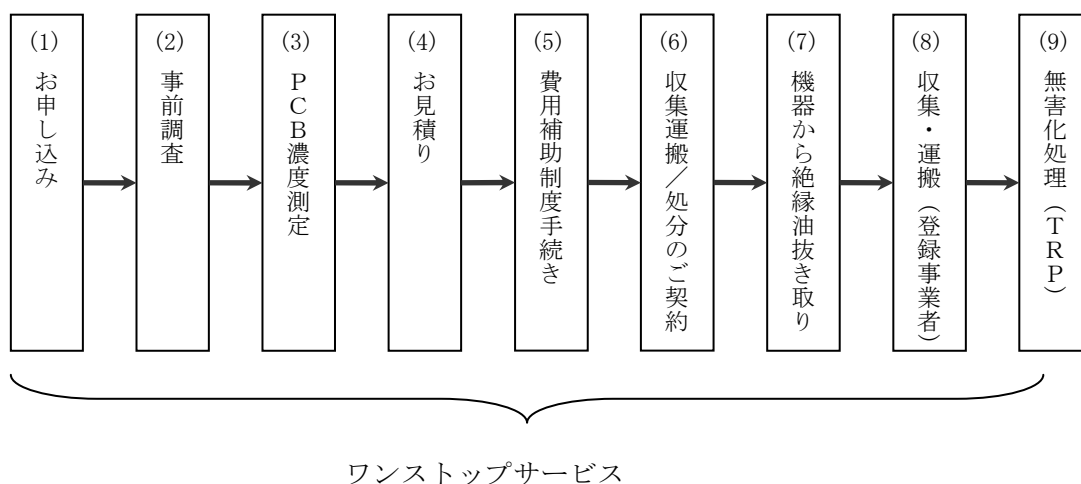
(2) 受入時間

8 時 30 分～17 時（受付時間：8 時～16 時）

※ 天災、施設の補修その他の事由により、上記条件等を変更する場合があります。

5. 受入までの流れ

微量 PCB 汚染絶縁油の処理要請から無害化处理までの実際の流れは、下記に定めるフローに従って行います。



(1) お申し込み

排出事業者は、保有する微量 PCB 汚染絶縁油を当社に処理依頼する場合、まず、下記受付窓口まで処理要請の相談をしてください。

東京パワーテクノロジー株式会社
PCB 処理ワンストップサービス受付窓口
〒135-0061 東京都江東区豊洲五丁目 5 番 13 号
電話 03-6372-7155

(2) 事前調査

排出しようとする微量 PCB 汚染絶縁油が別表 1 に定める性状に適合しているものであるかを確認するために、受付窓口にて事前調査（現場調査）を行います。その際に排出事業者は、処理対象物調査票（様式 3 号）を作成し、受付窓口まで提出してください。なお、作成について受付窓口にご相談ください。

なお、処理委託契約締結後、先に提出した処理対象物調査票の内容に変更があったときは、受付窓口へ遅延なくその旨を通知してください。

(3) PCB 濃度測定

上記調査票には、PCB 濃度を分析した環境計量証明事業者又は公共機関の検査成績書を添付してください。これがない場合には、受付窓口にご相談ください。

(4) お見積り

5. (2) の現場調査に基づき、お見積りをさせていただきます。

(5) 処理費用補助制度

東京都内の排出事業者は、微量 PCB 汚染絶縁油の処理費用の一部を補助する東京都補助金制度が活用できる場合があります。

(6) 収集運搬／処分のご契約

①収集・運搬契約の締結

排出事業者は、登録事業者と収集・運搬委託を行ってください。

②処理委託契約の締結

排出事業者は、登録事業者と収集・運搬委託契約を行った後、受付窓口が提示する当社との微量 PCB 汚染絶縁油処理委託契約により処理委託契約を締結します。

処理委託契約締結後、契約単価、契約期間、所在地、名称、代表者、収集・運搬事業者の変更等契約内容に変更の必要がある場合には、受付窓口を介して当社と協議のうえ、変更契約を締結します。

(7) 機器から絶縁油抜き取り

①運搬計画の作成

登録事業者は、排出事業者との収集・運搬委託契約締結後、微量 PCB ガイドラインに基づき運搬計画を作成します。運搬計画作成にあたっては、登録事業者、排出事業者および受付窓口の三者の調整のもと、下記項目について調整を行います。

運搬計画の作成にあたっては、受付窓口から諸調整への協力をお願いします。

- 搬出および搬入先の名称および所在地
- 搬出および搬入予定日時
- 緊急時連絡体制表
- その他当社が必要と認める事項

②絶縁油抜き取り

受付窓口が提示する運搬計画の日程に基づき微量 PCB 汚染絶縁油の抜き取りを登録事業者が実施します。

(8) 収集・運搬

マニフェスト伝票に必要事項を記載し、搬入車両ごとに伝票を発行してください。なお、当社では電子マニフェストおよび紙様式マニフェスト両方の取扱いが可能です。

(9) 無害化处理

当社にて微量 PCB 汚染絶縁油の無害化处理を行った後、受付窓口を介して業務完了報告書および処理料金請求書を発行します。

6. ワンストップサービスについて

5.(1)～(9)の一連の手続きをサポートするワンストップサービス業務を東京パワーテクノロジー㈱が実施しています。ご用命は、下記まで。

東京パワーテクノロジー株式会社 PCB 処理ワンストップサービス受付窓口 〒135-0061 東京都江東区豊洲五丁目 5 番 13 号 電話 03-6372-7155
--

7. その他注意事項

排出事業者の提出する書類等に虚偽があり、これにより当社設備に支障が生じた場合には、相当の損害賠償を請求する場合があります。